

平成 29 年（2017 年）11 月 24 日

報道機関各社 様

職務乗車証の不適正使用等について

交通局において、職員が職務のために市営交通の乗車に使用する職務乗車証（広報資料 3 参照）につきまして、職員による不適正な取扱いが判明いたしましたので、ご報告いたします。

1 不適正使用等の内容

(1) 私的使用等

- ア 使用者：計 24 人（課長職 4 人、係長職 4 人、一般職 16 人）
- イ 通勤や私的に使用した金額：計 66,840 円
- ウ 使用期間・回数：平成 29 年 1 月～8 月、計 237 回
- エ 詳細は別紙（広報資料 4）のとおり

(2) その他

札幌市交通局職務乗車証発行規程（広報資料 5 参照）に定められた所定の手続を行わずに所持していた者：上記(1)の 24 人のうちの 1 人（一般職）

2 判明の経緯

- (1) 平成 29 年 8 月 8 日、J R 札幌駅構内で交通局発行の職務乗車証が拾得され、同駅において遺失物として取り扱われたことから交通局に通報があり、受領後、当該職務乗車証を管理している部署において使用者及び使用履歴の確認を行った。
- (2) 確認の結果、当該職務乗車証は、交通局高速電車部の職員（上記 1 (2) の職員）が職務乗車証発行規程に定められた所定の手続を行わずに所持していたものであること、また、使用履歴の状況から、当該職務乗車証の使用にあたって、通勤や私的な地下鉄の乗車にも使用したと思われる履歴があることが判明した（計 36 回、金額 11,040 円）。
- (3) 当該職員に対し事情聴取を行うとともに、使用履歴のデータが残る平成 29 年 1 月以降の職務乗車証全 209 枚の使用実態について局内調査を実施した結果、上記職員を含む職員 24 人（課長職 4 人、係長職 4 人、一般職 16 人）による 237 回の不適正使用を確認した（総額 66,840 円）。

3 調査方法

職務乗車証の使用履歴のデータ保存期間が 7 か月であったことから、平成 29 年 1 月 1 日から 8 月 5 日までの間の使用履歴と職務乗車証交付簿（保存期間 1 年。以下、交付簿という。）

の記載内容の整合性を確認し、疑義のあるものについては使用した職員本人に利用目的、利用区間等を聞き取りの上、不適正な事例を調査した。また、その後、10月までの使用履歴を入手し、確認を行った。

更に、平成28年12月以前については使用実績の確認できる職員に対して聞き取りを行った。

4 原因・問題点

- (1) 職務乗車証の現物の保管状況と交付簿上の貸出・返却状況との照合・確認を、事務処理手順として定めていなかった。
- (2) 交付簿と使用履歴との照合を行うことを事務処理手順として定めていなかったことから、使用実態の客観的な把握を行っていなかった。
- (3) 一部の職員には、職務乗車証発行規程に基づき長期的に職務乗車証を交付していたが、常時所持していたことから、私用SAPICAと取り違え使用してしまう場合があった。
- (4) 職員には通勤や私的な乗車に職務乗車証を使用してはならないという認識はあったものの、私用SAPICAと同一のケースに保管するなど管理に対する認識の甘さがあった。

5 再発防止策

(1) 職務乗車証の廃止

職務乗車証を廃止し、平成29年12月から市長部局と同様に一般のSAPICAを公用として使用する。

(2) 保管・貸出・使用状況の管理の厳格化

公用のSAPICAの管理について、毎日、業務終了後に所属の係長が現物の保管状況及び貸出・返却状況を確認するとともに、適宜、券売機で発行される使用明細により使用状況を確認する。

(3) 長期的な交付の禁止

公用SAPICAについては、職務乗車証の取扱いにあった長期的な交付は行わない。

(4) 適正な取扱いに関する周知徹底

公用SAPICAの適正な取扱い、使用方法を周知徹底していく。

6 関係職員の処分（広報資料4参照）

(1) 処分概要

被処分者Aが職務乗車証発行規程に定められた手続を行わずに無断で持ち出し、通勤等に不適正に使用していた行為は、職務遂行にあたり法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定める地方公務員法第32条並びに信用失墜行為の禁止を定める同法第33条の規定に違反する。

また、Aを除く不適正使用者は、職務により交付を受けた職務乗車証を、不適切な保管と錯誤により複数回通勤等に使用し、本来自身で負担すべき地下鉄乗車料の支払を免れた。こ

の行為は、同法第 32 条及び第 33 条の規定に違反するものである。

なお、被処分者 B は通勤届とは一部異なる通勤方法を平成 24 年 6 月から平成 29 年 10 月まで行い、その結果として通勤手当を不適正に受給した。この行為も同法第 32 条の規定に違反するものである。

(2) 処分日

平成 29 年 11 月 24 日 (金)

(3) 職務乗車証不適正使用に係る被処分者 24 人 (うち懲戒処分 10 人)

ア 被処分者 A (不適正な事務処理及び職務乗車証の不適正使用者)

交通局 一般職 男性 50 歳代 停職 3 月

イ 被処分者 B (職務乗車証の不適正使用及び通勤手当の不適正受給者)

交通局 一般職 男性 30 歳代 減給 1 月

なお、過大に受給した通勤手当 200,867 円は返還手続中である。

ウ 職務乗車証不適正使用及び被処分者 A の管理監督責任

交通局 課長職 男性 50 歳代 戒告

エ 上記ア～ウ以外の職務乗車証の不適正使用者

別紙 (広報資料 4) を参照

(4) 管理監督責任 5 人

ア 不適正使用職員の管理監督責任

交通局 係長職 男性 50 歳代 文書厳重注意

交通局 部長職 男性 50 歳代 文書厳重注意

イ 職務乗車証の制度所管に係る管理責任

交通局 課長職 男性 50 歳代 文書厳重注意

交通局 部長職 男性 50 歳代 文書厳重注意

ウ ア及びイの両方に係る管理監督責任

交通局 局長職 男性 50 歳代 文書厳重注意 (市長から)

7 乗車料相当額の返還

不適正使用職員に対しては、調査結果を踏まえ、不適正使用と認定した乗車に係る料金及びこれと同額の割増料金を併せて請求する。

なお、長期的に職務乗車証の交付を受けていた職員については、その所持していた期間まで遡って、不適正使用を推定し乗車料金相当額及びこれと同額の割増料金を更に請求する。

問合せ先：交通局事業管理部長 渡邊、総務課長 松川 (電話 896-2707)

交通事業管理者（野崎^{のざき} 清史^{きよし}）のコメント

10月25日及び10月31日に職員が立て続けに逮捕されている中であって、さらに、交通事業に従事する職員として厳格に取り扱うべき職務乗車証を、管理職を含む複数の職員が不適正に使用していたという事実は、お客さま並びに市民の皆さまの本市交通事業に対する信頼を著しく損なうものであり、大変申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今回の不適正使用を深く反省し、今後、職務乗車証を廃止するとともに法令順守を徹底し、お客様並びに市民の皆さまの信頼を回復すべく職務に精励いたします。

職務乗車証について



職務乗車証は、交通局職員が職務のために市営交通を利用するためのICカード形式の乗車証。札幌市交通局職務乗車証発行規程に基づき発行しており、路面電車、地下鉄の市営交通全路線が乗車可能。

年度当初に、各課所長からの申請に基づいて必要枚数を発行した上で各課所長が管理しており、有効期間は1年間。

平成 29 年度は 209 枚発行。うち、長期的な交付は 37 件(37 人)、必要の都度交付している件数は年間約 7,700 件。

年間使用回数は合計約 22,000 回(平成 29 年1月から 10 月の使用実態調査期間中に最も高い頻度で使用した職員は 274 回使用)。

不適正使用の内容及び関係職員の処分

整理番号	職位	不適正使用回数	乗車料相当額(円)	性別	年齢	処分	備考
1	課長職	54	15,530	男性	50歳代	停職3月	係長職に降任
2	一般職	36	11,040	男性	50歳代	停職3月	被処分者A
3	一般職	31	7,890	男性	40歳代	減給1月	
4	一般職	21	5,640	男性	50歳代	戒告	
5	一般職	17	4,290	男性	40歳代	戒告	
6	一般職	15	4,640	男性	20歳代	戒告	
7	一般職	13	4,190	男性	40歳代	戒告	
8	一般職	10	2,500	男性	30歳代	減給1月	被処分者B
9	一般職	9	2,590	男性	40歳代	戒告	
10	一般職	6	1,740	男性	50歳代	訓告	
11	一般職	5	1,750	男性	30歳代	訓告	
12	一般職	4	800	男性	40歳代	訓告	
13	課長職	3	780	男性	50歳代	戒告	被処分者Aの上司
14	一般職	2	640	男性	30歳代	訓告	
15	課長職	2	580	男性	60歳代	訓告	
16	課長職	1	200	男性	50歳代	所属長口頭注意	
17	係長職	1	290	男性	50歳代	所属長口頭注意	
18	係長職	1	250	男性	50歳代	所属長口頭注意	
19	係長職	1	200	男性	60歳代	所属長口頭注意	
20	係長職	1	200	男性	50歳代	所属長口頭注意	
21	一般職	1	320	男性	20歳代	所属長口頭注意	
22	一般職	1	290	女性	20歳代	所属長口頭注意	
23	一般職	1	290	男性	40歳代	所属長口頭注意	
24	一般職	1	200	男性	20歳代	所属長口頭注意	
合計		237	66,840	(1回あたり282円)			

平成4年3月31日
交通局規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、職務乗車証の発行及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 職務乗車証は、総務課長が各課所の長の申請により交付する。

(発行)

第3条 職務乗車証は毎年4月1日に発行し、有効期間は1年とする。

(管理)

第4条 職務乗車証は交付を受けた各課所の長が保管し、職務乗車証を紛失及び滅失したときは、直ちに総務課長に届け出なければならない。

(使用者への交付)

第5条 職務(所属長が指定する研修、検診及び札幌市乗車券販売促進要綱上の販売促進活動を含む。)のため市営交通機関を利用しようとする職員は、職務乗車証交付簿(様式)に所要事項を記載のうえ、所属課長及び係長の決裁を受けた後、職務乗車証を受領するものとする。

- 2 前項の規定により交付を受けた職務乗車証は、当該職務終了後、速やかに返納しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務上、各課所の長から職務乗車証をその都度受領することが難しい職員については、各課所の長は、期間を定めて職員に対して交付することができるものとする。
- 4 前項の規定により交付を受けた職務乗車証は、有効期間を経過し、又は受領者がその発行を受ける資格を失ったときは、速やかに返納しなければならない。

(貸与等の禁止)

第6条 職務乗車証は、他人に貸与若しくは譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(書換)

第7条 職務乗車証の記載事項に変更があった場合は、書換えなければ使用することができない。

(施行細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、事業管理部長が定める。

